

商工会の推薦・あっ旋融資

1 日本政策金融公庫の融資制度（主なもの） （国民生活事業）

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額
マル 経 融 資	最近1年以上、当商工会地域で事業を行っており、 原則6ヵ月以上商工会の経営指導を受けていて、商 工会長の推薦を受けた次の企業 ①商業・サービス業…常時使用する従業員が5人以下 ②製造業・その他（宿泊業及び娯楽業を含む） ……常時使用する従業員が20人 以下	設 備	2,000万円 設備・運転合計
		運 転	
普 通 貸 付	事業を営む方 （ただし、金融業・投機的な事業など一部の業種を除く）	設 備	4,800万円
		運 転	

2 商工貯蓄共済融資制度

融資対象者及び融資限度額	資金用途	扱い	利率	融資期間
〈融資対象者〉 商工貯蓄共済の加入者で、原則 として加入後6ヵ月以上経過し、 正常に共済掛金を拠出している 方	事業資金 〔運 転（7年以内）〕 〔設 備（10年以内）〕 〔独立開業（10年以内）〕	保証 協会 扱い	1.975%	1年以内
			1.975%	1年超～3年以内
			2.050%	3年超～5年以内
			2.300%	5年超～10年以内
〈限度額〉 加入口数1口につき100万円 最高2,000万円 貯蓄積立金範囲内扱いの場合は 借入時の貯蓄積立金額の範囲内 （1万円未満は切り捨て）	事業資金 〔運 転（7年以内）〕 〔設 備（10年以内）〕 〔独立開業（10年以内）〕	保証 人 保 証 扱 い	2.375%	1年以内
			2.450%	1年超～3年以内
			2.600%	3年超～5年以内
			2.850%	5年超～10年以内
	役員及び従業員資金 〔消 費（7年以内）〕 〔住 宅（10年以内）〕	貯 蓄 積 立 金 範 囲 内 扱 い	1.850%	1年以内
			1.975%	1年超～3年以内

（4月1日現在）

利 率（年）	融資期間	返済方法	保証人	担 保
1.11%	10年	月 賦 （据置期間 2年）	不 要	不 要
	7年	月 賦 （据置期間 1年）		
基準1.16%～2.30% （用途や返済期間等による）	10年	月 賦 （据置期間 2年）	ご希望を伺いな がら相談させて いただきます	ご希望を伺いな がら相談させて いただきます
	5年 特に必要な 場合は7年	月 賦 （据置期間 1年）		

※利率は決定時と実行時の低い利率が適用されます。

※マル経融資については1,500万円超の融資を受ける場合には、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年に1回受けていただく必要があります。

（4月1日現在）

保証人・担保	返済方法	取扱金融機関
連帯保証については、経営者保証に関するガイドラインに基づく長野県信用保証協会の判断による。 担保は必要に応じて徴するものとする。	月 賦 又は 2ヵ月賦	指定金融機関 の各本支店
事業資金については、原則として法人は代表者を保証人、個人は保証人不要、または担保等によることができるものとする。 役員及び従業員資金については、原則として保証人1名以上または担保等によることができるものとする。	一 括 〔1年以内の 短期資金に 限る〕	
融資期間1年以内については原則として承諾書によるものとし、融資期間1年超3年以内については、承諾書のほかに金融機関の定めるところの保証人による保証扱いとする。（担保：積立金）	〔据置期間〕 6ヵ月	

※利率は申込時の利率が適用されます。

※保証協会利用の場合は保証料が別途かかります。

※災害地の指定を受けた場合は、災害特別資金もあります。

Ⅲ-1 長野市中小企業振興資金融資制度 (主なもの)

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額
一般事業資金 ※3	建物の新增改築及び機械等取得資金を必要とする方(投機目的による土地のみの取得は不可)(設備については、あらかじめご相談ください)	設備	1億円
	長期運転資金を必要とする方	運転	3,000万円
特別小口資金	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の方で保証協会の保証残高が8,000万円を超えない方	設備・運転	1,250万円
小口零細企業保証資金	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の方で保証協会の保証残高が2,000万円を超えない方 ※詳細は商工会へご相談ください。	設備・運転	2,000万円
経営安定特別資金	経営の安定に支障が生じている中小企業者等 ①経営安定対策 ②関連倒産防止対策 ※詳細は商工会へご相談ください。	運転	5,000万円
緊急借換え資金	再借換え資金を必要とする方(借入残高に限る)	運転	5,000万円
経営基盤強化資金	①現在の事業と異なる事業分野に進出又は事業転換を行おうとする方 ②先端技術の導入等により業務の合理化、事業の拡大を図ろうとする方 ③中小企業新事業活動促進法の承認を受けた計画に従って経営革新のための事業を行なう方 ④商品又は事業者自身の信用・価値を高めるための資格・認証の取得や計画策定、又それらを利用し事業展開を行う方 ⑤外部組織との連携により従業員の育成を図る方 ⑥事業継承による経営の維持を行う方	設備	8,000万円
		運転	2,000万円※1
創業支援資金	新規開業予定者及び新規開業者で事業の実施のために資金を必要とする方 個人で新しい事業を開始する場合は商工会等の経営指導員による経営指導を受ける必要があります。 (個人の新規開業予定者の融資限度額は、設備・運転合計で3,500万円以内。ただし、2,000万円を超える額については同額の自己資金を要する。詳細は商工会へご相談ください。)	設備	3,000万円
		運転	1,500万円
新事業創出支援資金	①市・県・国等のものづくり研究開発に係る補助金等の申請をした事業を行う方 ②ものづくりに係る研究開発の計画について、市の審査を受けた方	設備	1,000万円
		運転	500万円※1
研究開発資金	①ものづくりに係る研究開発の成果を事業化・製品化する方 ②ものづくりに係る新技術・新製品の研究開発を行う方	設備	8,000万円
		運転	2,000万円※1
環境対策資金	温暖化効果ガス排出量の削減対策・土壌汚染対策・環境保全対策を講じる方	設備	1億円
		運転	2,000万円※1
市内進出支援資金 ※4	市外において1年以上の事業実績があり、かつ市内に初めて事業所等を設ける方	設備	1億
		運転	5,000万円
特別運転資金	短期運転資金を必要とする方	運転	500万円

◎長野県信用保証協会の保証料については、長野市から一部もしくは全部の補給(補助)があります。(4月1日現在)

融資期間	返済方法	利率(年)	保証人	担保	申込先
10年	月賦 (据置期間1年)	1.9%	原則として、 法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴する	商工会 金融機関
5年	月賦 (据置期間6ヵ月)	2.0%			
設備 7年 運転 5年	月賦 (据置期間 設備1年 運転6ヵ月)	1.5%		原則徴しない	
7年	月賦 (据置期間 1年)	1.7%			
7年 (借換えに限り9年)	月賦 (据置期間1年)	①1.8% ②1.8%			
10年	月賦 (据置期間1年)	1.8%		必要に応じて徴する	
12年	月賦 (据置期間1年)	1.7%			
5年	月賦 (据置期間1年)	1.7%		必要に応じて徴する 創業等関連保証、 創業関連保証を利用できる場合は、 原則3,500万円まで無担保	
10年	月賦 (据置期間1年)	1.1%			
5年	月賦 (据置期間1年)	1.5% ※2		必要に応じて徴する	
7年	月賦 (据置期間1年)	1.5%			
12年	月賦 (据置期間1年)	1.5%			
5年	月賦 (据置期間1年)	1.9%			
10年	月賦 (据置期間1年)	1.9%			
5年	月賦 (据置期間1年)	1.4%			
15年	月賦 (据置期間1年)	1.4%			
6ヵ月	分割返済	1.9%			

※1 設備と運転を併用する場合の融資限度額は合計で設備の金額。融資期間は設備運転各々。
 ※2 新事業創出支援資金は所定の条件を満たした場合、支払った利子を年度毎に市が全額補給します。
 ※3 一般事業資金(設備)の長野県信用保証協会に対する保証料は平成30年度に限り全額長野市から補給(補助)があります。
 ※4 市内進出支援資金の長野県信用保証協会に対する保証料は全額長野市から補給(補助)があります。

Ⅲ-2 長野県中小企業融資制度 (主なもの)

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額
経営健全化支援資金	経営安定対策 ①セーフティネット保証5号・7号に該当する方 ②売上、収益性の減少により事業活動に支障を生じている方	設備 運転	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で 設備 6,000万円 運転 8,000万円
	特別経営安定対策 ①セーフティネット保証1～4号・6号・8号に該当する方 ②売上、収益性の減少により事業活動に著しい支障を生じている方 ③連鎖倒産の防止のための資金と必要とする方 ④東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方	設備 運転	
	災害対策 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の災証明書等を受けた方	設備 運転	3,000万円 3,000万円
信州創生推進資金	創業支援 ①現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 ※2 ②創業した日から5年未満である方 ③分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備 運転	3,500万円 ※2 2,000万円 ※2
	小規模企業向け 事業発展のために資金を必要とする小規模企業者の方で小口零細企業保証を利用する方 (小規模企業者：従業員が20名(商業・サービス業5名)以下の企業)	設備 運転	設備・運転の合計で 2,000万円
	事業展開向け ①新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方(経営革新計画、経営力向上計画の認定者等) ②事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方 ③AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方 ④AI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方 ⑤既存事業を譲り受けようとする方、事業承継後5年未満の方	設備	1億5,000万円
		設備	3,000万円
		設備	1億5,000万円
	地域活性化向け ①商店街の空き店舗に出店しようとする方又は出店後1年以内の方 ②県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 ③観光施設の整備により、観光地の活性化を図ろうとする方 ④障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 ⑤からだに優しい食品(機能性表示食品など)を製造する方	設備 運転	1億5,000万円 3,000万円
企業立地向け ①工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 ②ICT産業等立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方 ③工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 ④県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備	3億円	
	設備	1億5,000万円	
	設備	3,000万円	
	設備	1億5,000万円	
次世代産業向け ①環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野・次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後5年未満の方 ②上記①のうち航空宇宙産業に係る製品、医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造し試作開発から資金回収まで相応の期間を要する方 ※3 ③再生可能エネルギー発電(太陽光発電を除く)を行う方	設備	1億円	
	設備	3,000万円	
	設備	1億5,000万円	
	設備	5,000万円	

◎長野県信用保証協会の保証料については、長野県・長野市から一部もしくは全部の補給(補助)があります。ただし、中小企業振興資金は全額自己負担です。(4月1日現在)

融資期間	返済方法	利率(年)	保証人	担保	申込先
10年 7年(借換は10年 ※1)	月賦 (据置期間1年)	1.9%	原則として、法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴する	商工会
10年 7年(借換は10年 ※1)		1.6% ④は1.3%			
10年(建物等は15年) 7年		1.1%			
10年 5年	月賦 (据置期間1年)	1.1%		必要に応じて徴する 創業等関連保証、創業関連保証を利用できる場合は、3,500万円まで無担保	
5年	月賦 (据置期間6ヵ月)	1.9%		必要に応じて徴する	
10年(建物等は15年) 7年	月賦 (据置期間1年)	1.7% ③④は1.4% ⑤は1.1%			
10年(建物等は15年) 5年	月賦 (据置期間1年)	1.7% ②のうち伝統的工芸品を製造する方、⑤は1.4%			
15年	月賦 (据置期間3年)	1.4%			
10年(建物等は15年) 7年	月賦 (据置期間2年) 月賦 (据置期間1年)	1.4%			
10年(建物等は15年) 7年	月賦 (据置期間2年) 月賦 (据置期間1年)	1.4%			
15年(建物等は18年) 12年	月賦 (据置期間5年)	1.4%			

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額
新事業活性化資金	防災・安全対策向け ①事業用建築物の耐震診断・耐震補強・機械等の転倒防止を図ろうとする方 ②旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 ③石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 ④事業継続計画（BCP）の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備	1億5,000万円
		運転	3,000万円
	節電・省エネ対策向け 省エネルギー・節電支援保証を利用し、節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方	設備	設備・運転の合計で5,000万円
海外展開向け	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備	1億円
		運転	3,000万円
経営改善サポート資金	経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備	設備・運転の合計で1億5,000万円
		運転	
再生支援資金	①中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業再生計画を策定した方で、金融機関等の支援が得られている方 ②法的な再建手続きを行っており、金融機関等の支援が得られ、事業再建に合理的な見通しが認められる方で、事業再生を目的とした保証を利用する方	運転	5,000万円
中小企業振興資金	一般枠 経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備	1億円
		運転	5,000万円
	短期継続融資枠 恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要となる運転資金 （正常運転資金）＝「売上債権＋棚卸資産－買入債務」 ◇返済日に正常運転資金の範囲内で借換申込が可能な資金	運転	3,000万円
	流動資産担保枠 運転資金を必要とする方で、流動資産を担保とした保証を利用する方	運転	5,000万円
しあわせ信州創造枠 上記3枠を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ・「消防団協力事業所表示制度」認証 ・「健康経営優良法人認定制度」認証			

融資期間	返済方法	利率（年）	保証人	担保	申込先
10年（建物等は15年）	月賦 （据置期間2年）	1.9%	原則として、法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴する	商工会
7年	月賦 （据置期間1年）				
10年	月賦（据置期間2年）	1.6%			
7年	月賦（据置期間1年）				
10年（建物等は15年）	月賦 （据置期間1年）	1.9%			
5年					
15年	月賦 （据置期間1年）	1.6%			
10年 ※4	金融機関所定 （据置期間1年）	金融機関所定			
7年（建物等は15年）	金融機関所定 （据置期間1年）	2.1% （1年以内は1.8%）			
5年（借換は10年）	金融機関所定 （据置期間6ヵ月） （借換は据置期間1年）				
1年	一括	1.8%			
1年	金融機関所定	1.8%			
		上記の利率から▲0.2%			

- ※1 保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能
- ※2 新規開業予定者は設備・運転の合計で2,000万円を超える場合同額の自己資金が必要
- ※3 ②のうち航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方は進出後の年数を問わない
- ※4 ②のうち事業再生円滑化関連保証を利用する場合、貸付期間3年以内（据置期間なし）